

不審な問い合わせがあった場合には、警察か次の連絡先までご連絡ください。  
 個人番号カード制度Ⅱ文書法制課 ☎948 6866・FAX 932 2408、通知カード・個人番号カードⅡ市民課 ☎0570・089・017・FAX 934 1801、詐欺についてⅡ市消費生活センター ☎948 6382・FAX 934 17688

### マイナンバー詐欺にご注意ください



マイナンバーをかたった不審な電話、メール、訪問などにより、個人情報等を不正に聞き出すとする事例が各地で起こっています。

自宅でのマイナンバーの通知カードを受け取る時や、マイナンバーを利用する各種手続の際に、銀行の口座番号・家族構成や年金・保険の情報などをお聞きすることはありません。

### 大街道で街なか空間活用実験

11月21日(土)～29日(日)

いすやテーブルなどの休憩所や、企画展示スペースなどを設置し、市民の皆さんが魅力を感じる公共空間のあり方について考えます。

日時 11月21日(土)～29日(日) 10～19時

会場 大街道 丁目南エリア



実証実験イメージ

66・FAX 934 1807

## 12月14日(月)～16日(水)。作業中は水の使用を控えてください 水道水を送るルートの変更作業をします

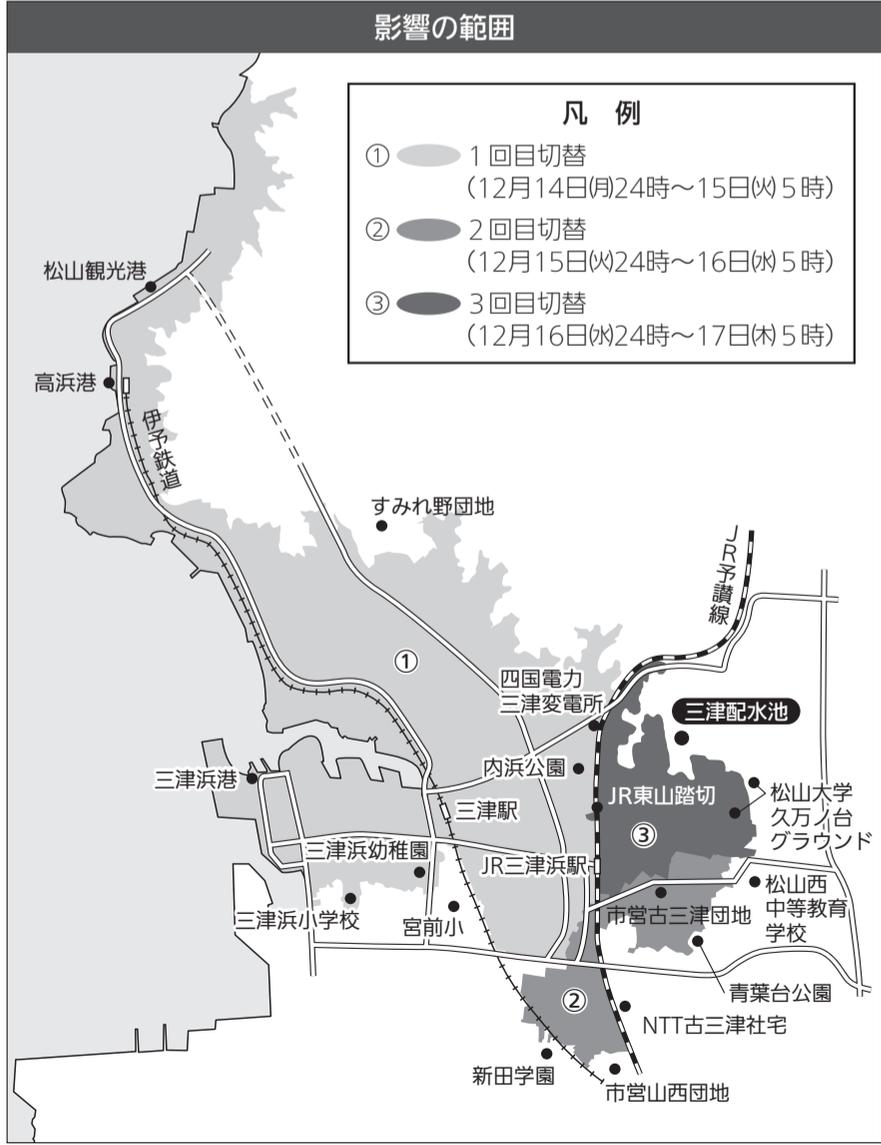
三津配水池の更新工事のため、12月14日(月)～16日(水)夜間に水道水を送るルートを切り替える作業を行います。この作業により濁った水が出る場合があります。ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

日時 ①12月14日(月)②15日(火)③16日(水)。いずれも24時～翌5時

影響の範囲 ①高浜・三津浜・宮前地区の一部地域②みどり・宮前・味生地区の一部地域③みどり・宮前地区の一部地域

切替作業の時間帯は、くみ置きするなどして、できる限り水の使用を控えてください。

当日の洗濯は、色が付いてしまう恐れがあるためご注意ください。



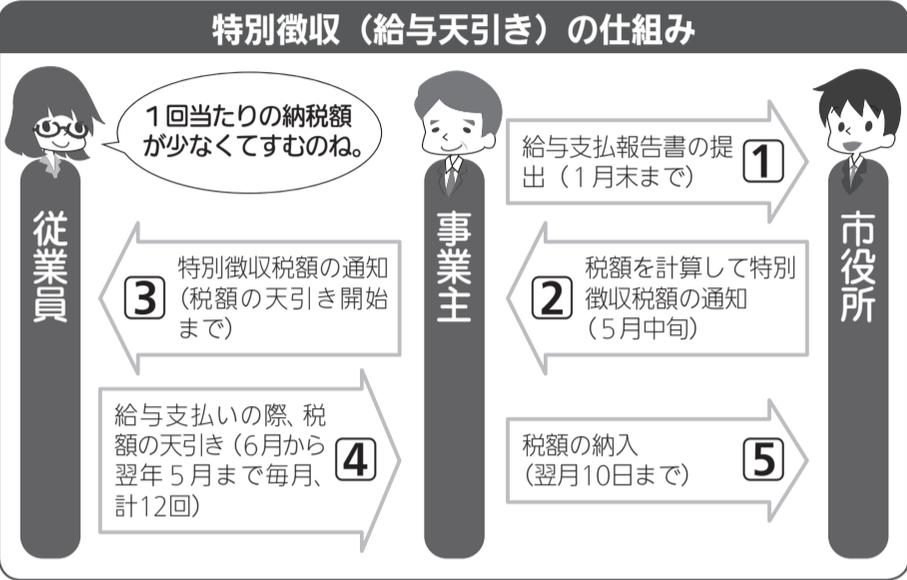
## 税 個人市・県民税は特別徴収(給与天引き)で!

特別徴収(給与天引き)とは

事業主が、毎月の給与の支払いをする際に、従業員の個人市・県民税を給与天引きして、翌月の10日まで市へ納入する制度です。

※従業員には、パート、アルバイト、役員なども含まれます

給与天引きなので、納め忘れもなく、税の公平な負担につながります!

### 特別徴収の完全実施に向けて取り組んでいます

事業主は原則、法人・個人問わず、雇用している全ての従業員の個人市・県民税を特別徴収(給与天引き)しなければなりません。本市では、平成27年度から特別徴収の完全実施に向けて段階的に取り組んでいます。

28年度の強化対象は従業員5人以上の事業所

市内に居住の従業員が5人以上の「強化対象事業所」には、特別徴収を実施していただきます。

※4人以下の場合でも、県内他市町に居住の従業員がいる事業所は、県内他市町で特別徴収になる場合、従業員数に関わらず、本市でも特別徴収となります。

### 特別徴収Q&A

Q どうしても特別徴収になりますか?

A 地方税法で特別徴収することが義務付けられていますので、従業員個々の希望で普通徴収(個人が納付書や口座引き落としで納める方法)を選択することはできません。

Q 特別徴収にするメリットは何ですか?

A 普通徴収は納付回数が年4回ですが、特別徴収は年12回で、1回当たりの負担が少なくなります。また、自分で金融機関などに納める手間もかかりません。また事業主にとっても所得税のように税額を計算する必要がありません。

Q 特別徴収に切り替える場合、従業員が手続きをする必要はありますか?

A 手続きは、事業主が市へ届け出するため、従業員が直接手続きをする必要はありません。

Q 2カ所以上の事業所に勤務している場合は、どの事業所から特別徴収されるのですか?

A 原則、前年の給与収入額が最も大きい事業所から特別徴収されますが、給与支払報告書の内容や前年度の状況などを確認した上で、市がどの事業所から特別徴収するかを決定します。

Q 会社の給与以外に副業収入があり、会社に知られたくないので特別徴収はしたくないのですが?

A 給与所得にかかる個人市・県民税は、従業員の希望により普通徴収を選択することはできませんが、給与以外の所得にかかる個人市・県民税は、申告時に希望すると普通徴収で納付することもできます。